

○ 室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の交付方法を見直すとともに、所要の規定の整備を行うもの

2. 条例改正の概要

- (1) 「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」が記録された移動端末設備（スマートフォン）を使用して、コンビニ等における多機能端末機から印鑑登録証明書を交付できるようにするもの
- (2) 印鑑登録証明書を窓口で交付申請する場合、印鑑登録証の提示が必要だが、本人が申請する場合に限り、マイナンバーカード等の個人を証明する書類の提示でも交付できるようにするもの

3. 施行期日

公布の日から施行する。